

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.97 平成23年11月4日

**TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメール
k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。**

**新法移行に際して、就労支援事業会計処理基準によることなく、
新会計基準に移行するまでは従来どおり授産施設会計基準によ
ることができます！（全2枚）**

従前の授産施設が新法移行に際して、就労支援事業会計処理基準に移行するのか、について、当相談室に複数のご相談があります。については、以下の回答をお示ししておりますのでお知らせいたします。

<未定の部分があること>

今回、示された通知の前文において、従来示されていた各種会計基準及び会計処理の基準が廃止されるのと同時に以下の通知については、一部改正が必要な通知として示されました。

この点が示されて最終的に種別毎の会計処理方針とりわけ拠点区分の設定方針を明確にされるものと考えられます。

- ① 「社会福祉法人の認可について」(局長通知)
- ② 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(局長通知)
- ③ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(局長通知)
- ④ 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(局長通知)等

社会福祉法人会計基準が公表されたからといって、即座にこの基準が適用できる環境が整ったかと言えば必ずしもそうではないでしょう。上記通知が出ないことには資金の用途制限の存在する種別においては、見えないガイドラインによって規制されているという状況になります。

また、上記会計基準の構成においても、未解決の事項の存在を検討会においても認めており、その結果、おそらくQ&Aの形での事務連絡の発出は続くものと想定されています。

現実的には、現状のままでは、結果的に煩瑣な事務作業を行わなければならない複数種

別の施設を運営する法人においては、なるべく早期の移行に係る対応を図られることが良いものと思われます。

＜従前からの基準である「授産施設会計基準」の扱い＞

他方、障害者自立支援法の適用対象福祉サービスを実施する法人は、旧法からの移行に際し、授産施設会計基準から就労支援事業会計処理基準へ移行し、さらに、新会計基準への移行を必要とすることとなってしまうため、直接的に新会計基準への移行を積極的に行うことが、業務の重複を省く意味で望ましいと考えられていました。

しかし、以下のパブコメ回答の 174 項において、新法移行に際しても就労支援事業会計処理基準によることなく、新会計基準に移行するまでは従来どおり現行社会福祉法人会計基準又は授産施設会計基準によることができるよう手当が予定されており、その意味で、平成 27 年度予算までは猶予期間が設けられ、さらに重複作業が回避される道が開かれていると考えられます。

.....

Q 就労移行会計の部分は特に非常に分かりにくく、会計知識の無い理事の方などは理解することが不可能です。以前の授産会計基準での処理も引き続き認めて頂く様にお願いします。

A 障害者自立支援法における就労支援事業の会計処理については、原則として、「就労会計処理基準」の適用を受けることとなりますが、旧体系サービスを行う法人にあつては、経過措置として、従前からの基準である「授産施設会計基準」によることも差し支えないこととしています。

この経過措置を受けている法人が「社会福祉法人新会計基準」へ移行するに当たり、「授産施設会計基準」から「就労支援会計処理基準」、さらには「就労支援会計処理基準」から「社会福祉法人新会計基準」への移行と、度重なる会計基準の移行が必要であり、移行に係る事務負担が過重なものになることが考えられます。こうしたことから、「社会福祉法人新会計基準」への円滑な移行を推進するため、経過措置として「授産施設会計基準」を採用している法人にあつては、「社会福祉法人新会計基準」に移行するまでの間に限り、新体系サービス移行後も「授産施設会計基準」によることができることとする予定でいます。

(以上)